

令和元年第3回上三川町議会定例会会議録

令和元年9月4日（水）

1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、一部採決、委員会付託）

（平成30年度決算上程審議）

令和元年9月4日～9月20日

町議会定例会会議録

令和元年9月4日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

代表監査委員 舘野 治信

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第3号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 報告第4号 公益財団法人上三川町農業公社の経営状況説明書の提出について
- 日程第5 議案第42号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第43号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について（体育センター耐震補強・大規模改修工事）
- 日程第8 議案第45号 上三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第46号 上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第47号 上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第48号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第49号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 上三川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 上三川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 令和元年度上三川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第53号 令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第54号 令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第56号 平成30年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第57号 平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第58号 平成30年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第59号 平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第60号 平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第61号 平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第62号 平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第26 陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求め
る意見書の採択を求める陳情

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

令和元年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成30年度決算を審議する大変重要な会議であります。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待申し上げます。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまから令和元年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなりますので、上着の脱衣を許します。

ただいま出席している議員は16人です。

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されております議案のうち、議案第42号の一部がお手元の議案正誤表のとおりとなります。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和元年5月分から7月分までの3カ月分、令和元年7月に実施された財政援助団体等監査結果報告、及び行政監査結果報告書が提出されております。

また、組合議会関係では、令和元年第2回石橋地区消防組合議会臨時会審議結果、及び令和元年第2回小山広域保健衛生組合議会臨時会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、11番・生出慶一君、12番・稲見敏夫君を指名いたします。

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会議日程について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(1 1 番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○ 1 1 番・議会運営委員長【生出慶一君】 本日招集されました令和元年第 3 回町議会定例会の会期・運営につきまして、議長より諮問され、8 月 8 日及び 2 9 日に議会運営委員会を開き協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告 2 件、議案 2 1 件で、一般質問者については 6 名であります。

期間につきましては、本日 9 月 4 日から 2 0 日までの 1 7 日間といたしました。

1 日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、議案第 4 2 号及び議案第 4 3 号については、人事案件のため委員会付託を省き採決をお願いいたします。

次に、議案第 4 4 号から議案第 5 1 号までについては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。なお、付託する委員会はお手元の付託案件一覧表のとおりであります。

また、陳情 1 件についても所管の委員会に付託し、審査をお願いいたします。

議案第 5 2 号から議案第 5 3 号まで、補正予算については、提案説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第 5 6 号から議案第 6 2 号まで、各会計決算の認定については、提案説明後、全体質疑を行い、議会の運営に関する要綱第 2 6 条の規定に基づき決算特別委員会を設置し、3 日間の予定で審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から 3 名を選考していただき、副議長を加え、計 7 名でお願いしたいということで議会運営委員会において決定いたしました。本会議の中で委員会設置の際に、議長からお諮りいただきたいと思っております。

2 日目及び 3 日目は一般質問を行います。一般質問はくじで決定した順により、2 日目 4 人、3 日目 2 人といたします。

4 日目から 6 日目までは休会といたします。

7 日目及び 8 日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

9 日目、1 4 日目及び 1 5 日目は決算特別委員会を開き、平成 3 0 年度決算の審査をお願いいたします。

なお、常任委員会及び決算特別委員会の開会は午前 9 時でお願いいたします。

1 0 日目から 1 3 日目まで及び 1 6 日目は休会としますが、1 6 日目においては各委員会の審査結果報告書の作成日となりますので、常任委員会委員長及び決算特別委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

1 7 日目を最終日として、各委員長から付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思っております。また、最終日に総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び広報常任委員会の視察研修の結果報告並びに議会運営委員会の視察研修等に係る議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対して、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終了いたします。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から20日までの17日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から20日までの17日間と決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、報告第3号「平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び、日程第4、報告第4号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第3号「平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員に審査いただき、その意見を付して議会に報告し公表することとされておりますので、ここに報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字がありませんので該当なしとなり、実質公債費比率は4.4%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため該当なしとなりました。また、資金不足比率のうち、水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計につきましては、資金の不足額が生じていないため該当なしとなりました。公共下水道事業特別会計につきましては、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用することに伴い、同年3月31日をもって会計を閉める打切決算を行いました。これにより、これまで出納整理期間中に収入していた下水道使用料について未収金が発生し、当該未収金を4月以降に収入した分は平成30年度決算額に含まれないことから、資金の不足額が生じ、資金不足比率は6.4%となりました。

いずれの指標も早期健全化基準、又は経営健全化基準を下回っておりますので、本町の財政は健全と言えるものでございます。今後もこれらの指標を踏まえながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告第4号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況説明書の提出について」ご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、上三川町農業公社の経営状況について、当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算を、議会に報告するものでございます。農業公社の平成30年度の決算額は、経常収益計2,347万4,395円、経常費用計2,320万5,943円でございます。また、令和元年度の予算額は、経常収益計2,340万4,000円、経常費用計2,347万8,000円でございます。不足額の7万4,000円につきましては、経常外の一般正味財産より補填するものでございます。

農業公社の経営状況についての詳細は、お手元の資料をご覧くださいと存じます。

以上で報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第3号及び報告第4号は、これをもって終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第5、議案第42号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第42号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る11月9日をもちまして、教育委員会教育長、森田良司氏が任期満了となります。森田氏におかれましては、平成24年1月に就任以来、2期7年にわたり教育長の重責を務められ、この間、学校教育におきましては、いじめ防止推進事業への取り組みやICT機器の整備としてタブレット端末の導入など、多くの実績を上げられました。社会教育におきましても、中学生の学力向上を目的とした「夏休み学習サポート事業」の実施や、令和4年の国体開催に向け本町で実施されるフェンシング競技の普及など、多くの足跡を残されました。今後も引き続き町教育行政の充実、振興にご尽力いただきたく、再任のお願いをいたしました。後任に譲りたいとの辞意が固いことから、森田氏の後任に、現上三川中学校校長の氷室 清氏を選任いたしました。

氷室氏につきましては、北小学校や坂上小学校で長く教鞭をとられ、その後、町内の小中学校において校長を歴任されております。氷室氏は豊富な経験と高い識見を持ち、人望も厚いことから、本町の教育行政の充実、振興を図っていただけるものと考えており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第42号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第42号は同意することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第6、議案第43号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第43号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る9月30日をもちまして、教育委員の櫻井定一氏が任期満了を迎えます。引き続き委員を務めてくださるよう慰留いたしました。後任に譲りたいとの辞意が固かったことから、櫻井氏の後任に新たに松枝健一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましても、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第43号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第43号は同意することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第7、議案第44号「工事請負契約の締結について（体育センター耐震補強・大規模改修工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第44号の「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町大字上三川4270番地、体育センターの耐震補強工事及び、内装、電気設備、機械設備等の改修、国民体育大会に伴う仮設観客席等の増築工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものでございます。

契約の内容は、契約金額4億4,817万3,000円で、契約の相手方は増淵・加藤特定建設工事共同企業体であります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願いいた

します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第8、議案第45号「上三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第45号「上三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、住民票へ旧氏の記載が可能になることに伴い、旧氏の印鑑についても登録を可能とすることや、性的少数者(LGBT)に配慮し性別表記を削除することから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第46号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第46号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本町においても同様の措置を講じるため、町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の非課税の範囲、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定の整備でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第10、議案第47号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第47号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、都市計画事業等に要する費用が都市計画税の税収を下回ることが見込まれることから、余剰金が生じないように、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ここにも上ってありますように、都市計画税を一部ということなんですが、私が再三、議会で言ってるように、この一部をいつまでというのは2年おきに見直すというふうになってるんですが、これがもし、また都市計画税でやる事業が起きた場合には、それが、また元に戻っちゃうということになるのかならないのかを1つお聞きしたいのと、いつまでも不公平さが続くのをやめたいというふうに言ってるんですが、これが、もし、ずっと続くようになると、今、農業集落排水も下水に直轄するということになってますが、本管、支管の年度が必ず来ます、取り替える。そのときに、また都市計画税を使うというようなことはあるんでしょうか、ないんでしょうか。その2つをお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 今後の都市計画税の税率の引き上げの可能性ということかと思うんですが、今後の都市計画事業、またその後の税収、こちらを見比べながら税率のほうは判断したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 3度しか質問ができないので、今言ってることは、都市計画税を今、下げました、これをまた何か特定事業をやるとすれば、都市計画税をまた元に戻して上げるのかということをお願いしてるんですね。これから下げていく、2年ごとに下げるということはこの間、聞いたとおりです。それでもまだ私の考えとしてはおかしいと言ってるわけ。不公平さはなくなっていないよと言ってるわけ。だから、また特定事業会計をやったとすれば、どうなるのかということをお願いしてるんですね。私の言っ

てることは。だから、それがあのかないのか。また都市計画税が絡んだことをやるということなら、また元に戻るんじゃないかと言ってるわけ、心配してるわけ。廃止をなぜしないのかと言ってるわけ。だって、そうでしょう、本管は農業集落排水もつなぐと言ってるわけですよ、下水に。そしたら、みんな同じになっちゃうわけですよ、都市計画に入ったら、農業集落排水も下水も。これが、何年かたてば管は古くなるから、20年か25年で取り替えると言ってるわけ。そしたら、それのときに、また都市計画税を徴収するよということはあるのかないのかを聞いてるんです。ないということが町長からでも、あなたからでもあれば、課長からでもあれば安心していられるんですが、執行部でまた取るよといったら取られちゃうんですかと心配してるわけですよ。今は、都市計画税を払ってるのは6町内と特別団地だけなんです。すると、皆さんが住んでるところの調整区域は取られてないんですよ、その差がないんです、今、上下水道は。99%うちの町は、もうできてるわけですから。だから、不公平でしょうと言ってるわけ。だから、このことが、また特定事業をするんだといったら、町の中にいた、今都市計画税を払ってる人はまた取られるのかということを心配してるわけです。だから、これはほしくないですよということになれば安心して言えるんですけど、また事業によってはやるんだということだったら、いつまでも不安でしょうがないでしょう。それを聞いてるんです。

○議長【田村 稔君】 以上2点、執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけども、今回の改正でございますが、本則のほうは0.2%で変えてございません。附則のほうで来年度は0.19、再来年は0.18ということに読みかえるということとしております。といいますのは、今後のですね、需要の見込み、こういったことがですね、現時点で将来にわたってですね、なかなか見込めないというところもございますので、流動的な部分もございますので、本則は変えずに附則のほうで読みかえてるということでございますので、とりあえず2年ごとの見直しをするということで方針は考えておりますけども、2年間たった後ですね、改めて行政需要を見極めながら、それは判断をしていくということになります。

あと、その後につきましてもですね、同様に、都市計画税を充当すべき事業があるのかどうか、その時々ですね、判断していくことになろうかと思えます。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 ただいまの質問の中で、農業集落排水事業の流域下水道への統合の計画があるのではないかと、その事業について、都市計画事業となるのではないかというふうなご質問がございました。都市計画事業につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画事業というふうなことの位置づけがされてございます。農業集落排水事業については、都市計画事業に位置づけされてございませんので、都市計画税の対象の事業とはならないものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、新たな事業をつくるということになって、それが目的税だということになると、都市計画税がだんだん下がってなくなるんじゃないかといって物すごく感謝してるわけですね、今までこの町ができてから払ってるわけですから。概算にすると、1軒当たりが約400万の

税金の違いがあるわけ。大きい小さいを計算すると、私には税務課の書類がありませんのでわかりませんが、私がもらった計算ですと、約そのぐらい違いがあるんです。これをまた、何かを町がやるよということになって都市計画税を使うんだとなれば、また元に戻っちゃうんじゃないかと。私はあのグラフを見たときに、一般財源が早くなくなって、都市計画税のお金だけが借金の返済に当たってるということも不満の1つなんですね。最初から一般財源も使ってたんだから、最後まで一般財源も使ってもっと値段を下げるべきじゃないかというのが私の持論なんですけど、私も行政では違いますので、その答えは出せませんが、そう思っております。それが、私たちの都市計画税で借金を払うんだということになってるわけです、図面上は。それが、下がってくるのにまた……。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、条例の趣旨に沿った質問をしてください。持論はいいです。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、またやるんだということはあるんですか、あり得ないんですかということをお聞きしたいんです。

○議長【田村 稔君】 今答弁で副町長が答えたじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 何を？

○議長【田村 稔君】 事業によってはあり得るということをちゃんと答弁で答えたでしょう。

○9番【勝山修輔君】 事業によってというのは……。

○議長【田村 稔君】 さっき上下水道課長が言ったその前に……。

○9番【勝山修輔君】 いいから。私が言いたいことは、都市計画税だけを使ってやるという、借金をこさえるのは、それはどうなのかと言ってるわけですよ。それがあり得るということなら、どうして反対ができるんですかということになっちゃう。ね？ それを、あり得るという言葉をやや曖昧にしていけば、ずっとエンドレスに、この町で生まれて市街地に住んでる人は払っていかなきゃ生きていけないということになっちゃうということなんです。何で廃止にしないのか、それが不思議でしょうがないんです。それだけです。

○議長【田村 稔君】 執行部、質問の趣旨、わかりました？ 副町長。

○副町長【和田裕二君】 先ほどお答えしたとおりなんですけど、今後のですね、行政需要を見ながら、都市計画税が充当し得るような事業がその時々に必要なのかどうかと、いうのを見極めてということになるかと思いますが、ただ、都市計画事業等の財源にはですね、起債でありますとか、補助金でありますとか、一般財源とか、受益者負担金とかいうことがございますので、そういったものも含めましてですね、トータルとして、都市計画税を徴収すべきかどうかというのは、将来にわたって検討しながらということになるかと思いますが。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第48号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第12、議案

第49号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第48号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食事の提供に要する費用の取り扱い変更などのため、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されることに合わせて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第49号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴う利用者負担額の算定基準の変更などのため、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令が一部改正されることに合わせて、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第13、議案第50号「上三川町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第50号「上三川町森林環境譲与税基金条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年4月に森林経営管理法が施行されたことに伴い、森林管理等のため、森林環境譲与税が国から町に譲与され、計画的に森林整備等を実施していくことが必要となったことから、森林整備及びその促進に必要な事業等に要する経費の財源に充てるため、上三川町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

す。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけど、質問なんですけど、基金を積み立てるということなんですけども、その基金の額というのはどのぐらい見込んでるんですか。それを聞きたいんですけども。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。農政課長。

○農政課長【小池光男君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税の見込みでございますが、令和元年から令和3年まで全国総額で200億円という額でございます。譲与税の算定額からしますと、本年度、上三川町に交付される金額は、正式な内示はまだいただいておりませんが、見積額からすると119万円と想定しております。いずれにしましても、森林所有者の今後、意向調査を実施してまいりましてですね、整備方針、整備計画また資金計画などをですね、次年度に検討してまいりたいと思っておりますので、そのようなスケジュールで考えております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 その他。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 上三川では山がない、要するに平地林ということで、雑木林ですか、そういうことだと思うんですけど、例えば、荒れた平地林を利用してですね、要するに、下草刈りをやるとか、そういうことに対してのお金のやりくりというのはできるんですか、どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 本町には森林台帳に掲載されてる平地林の面積は145ヘクタールでございます。うち、今回の対象となる人工林の面積が13ヘクタールが対象となりまして、その13ヘクタールを原資としまして、所有者の意向を確認しながら、町に管理を委託するというような意向であれば、今おっしゃられた下草なり枝払いなどを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第14、議案第51号「上三川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第51号「上三川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料等を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第15、議案第52号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第18、議案第55号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第52号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかつたもの、額の確定、又は確定見込みのものを補正するとともに、今後の財政運営の安定性、健全性に配慮することとして、編成したものでございます。

まず、歳入について、主なものといたしまして、地方譲与税では、森林環境譲与税の創設により増額補正いたします。地方特例交付金では、減収補てん特例交付金及び幼児教育・保育の無償化に伴い、今年度限り財源措置されます子ども・子育て支援臨時交付金を増額補正いたします。地方交付税では、普通交付税の交付額確定により増額補正いたします。国庫支出金では、幼児教育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付交付金を増額補正し、幼稚園就園奨励費を減額補正いたします。県支出金では、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付交付金を増額補正いたします。繰入金では、各特別会計の前年度決算の確定等により、繰入額をそれぞれ増額補正いたします。また、財政調整基金繰入金の減額補正及び義務教育施設整備基金繰入金の増額補正をいたします。繰越金では、前年度決算の確定に伴い増額補正いたします。町債では、臨時財政対策債を増額補正いたします。

歳出について、主なものといたしまして、総務費では、庁舎・設備維持修繕事業に係る工事請負費を増額補正いたします。民生費では、幼児教育・保育の無償化に係る扶助費を増額補正いたします。衛生費では、風疹について、予防接種法に基づく定期接種として追加的対策を実施することに伴い、委託料等を増額補正いたします。農林水産業費では、森林環境譲与税の活用に係る経費を増額補正いたします。土木費では、道路整備事業に係る委託料を増額補正いたします。消防費では、消防団設備整備費補助金を活用して必要な資機材を整備するため、備品購入費を増額補正いたします。教育費では、幼児教育の無償化に係る扶助費を増額補正いたします。さらに、地方債補正といたしまして、臨時財政対策債に係る限度額を変更いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に2,999万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を112億8,975万6,000円とするものでございます。

次に、議案第53号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、

ご説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増額及び基金繰入金の減額などで、歳出では、前年度県交付金等の精算に伴う償還金及び基金積立金の増額などで、この結果、歳入歳出の総額に7,982万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を30億9,982万1,000円とするものでございます。

次に、議案第54号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、前年度事業費の精算に伴う介護給付費準備基金積立金、及び国庫負担金等償還金の増額などで、この結果、歳入歳出の総額に7,251万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を23億1,951万7,000円とするものでございます。

次に、議案第55号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などで、この結果、歳入歳出の総額に206万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億7,306万8,000円とするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を開きます。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第52号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額119万円の増額につきましては、今年4月からの森林経営管理法の施行に伴い、森林環境譲与税が創設され、内示により増額補正をするものです。

第9款地方特例交付金、第1項1目地方特例交付金、補正額1,411万9,000円の増額につきましては、減収補てん特例交付金の交付額確定によるものでございます。同じく第2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額413万2,000円の増額は、保育無償化に伴う町負担分につき、今年度限り財源措置されるものでございます。

第10款第1項1目地方交付税、補正額8,302万9,000円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものです。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金2,969万7,000円の増額は、幼児教育無償化に係る子育てのための施設等利用給付交付金、負担割合、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、10月からの保育の無償化に係る事業費の2分の1を見込むものです。同じく第2項国庫補助金、2目民生費補助金、補正額54万円の増額は、子ども・子育て支援交付金として実費徴収に係る補給給付事業費の3分の1を見込むものです。3目衛生費補助金、補正額304万9,000円の増額は、感染症予防事業費等補助金として、国指導による風疹の追加的対策に係る事業費の2分の1を見込むものです。5目教育費補助金、補正額1,865万9,000円の減額は、幼稚園就園奨励費について、10月からは子育てのための施設等利用給付交付金で財源措置されるため、6カ月分を減額するものです。6目消防費補助金、補正額32万円の増額は、消防団設備整備費補助金として、消防団救助能力向上資機材整備に係る補助金の交付決定により計上するものです。

第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金、補正額1,484万8,000円の増額は、子育てのための施設等利用給付交付金県負担分を見込むものです。同じく第2項県補助金、2目民生費補助金202万5,000円の増額は、第三子以降保育料免除事業及び子ども・子育て支援交付金として、副食費に対する県負担分を計上したものでございます。4目農林水産業費補助金、補正額3万8,000円の増額は、多面的機能支払推進交付金の交付決定によるものです。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額1,000円につきましては、森林環境譲与税の基金設立による利子分を計上するものでございます。

12、13ページをお開き願います。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金711万1,000円、2目介護保険事業特別会計繰入金1,011万3,000円、3目後期高齢者医療特別会計繰入金208万2,000円は、いずれも前年度の事業費確定による精算額を増額補正するものです。同じく第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3億6,159万4,000円の減額は、地方特例交付金や地方交付税繰入金の確定により一般財源が確保されたため、繰入額を減額補正するものです。5目義務教育施設整備基金繰入金、補正額98万4,000円の増額は、昨年度ふるさと納税の指定寄附金として受け入れ、積み立てしたものを、今回、施設維持改修事業費の財源として繰り入れするものです。

第19款第1項1目繰越金につきましては、額の確定に伴い1億6,697万1,000円を増額するものです。

第21款町債、第1項町債、7目臨時財政対策債、補正額7,000万円は、一般財源の不足額を補うため、確定した発行可能額まで借入れを行うよう増額するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 それでは、続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。14、15ページをご覧くださいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の57万8,000円の増額補正でございますが、これは18節備品購入費によるもので、2tダンプを更新する経費について、本年9月1日からのディーゼル重量車排出ガス規制の強化及び自動ブレーキシステムが標準装備されたことに伴い、車両価格が値上がりし、予算額に不足が生じたことから補正するものでございます。

続きまして、2目行政管理費でございますが、国において風疹の追加的対策を実施することになりましたことに伴い、その対策のために必要となる郵送料について補助金を充当すべく、財源の組み替えを行うものでございます。

続きまして、3目財産管理費の335万5,000円の増額補正でございますが、これは15節工事請負費によるもので、庁舎消防設備の法定点検において、火災時の熱風の噴出を防ぐために設置されましたダンパー及び煙の別のフロアへの流動を一時的に遮断するために設置されました防煙垂れ壁の作動不良が指摘されましたことから、その改修に要する経費を、また、庁舎の冷温水発生機の操作盤について、当初計画では3機のうち不具合が生じております2機を改修することを予定しておりましたが、残りの1機も改修しなければ機器の誤作動を招く恐れがあることが判明したため、必要な経費について補正するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、5目老人福祉費の28節繰出金の31万4,000円の増額補正につきましては、介護保険システムの改修に伴う介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、3目保育所費、補正額741万円の増につきましては、今年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴う予算でございますが、20節扶助費の内訳としましては、認可外保育施設に通うお子さんで、保育が必要と認められた場合に無償化となる保育料分としての444万円と、県と町が実施します第三子以降保育料免除事業におけます、保育園等に通う第三子等の給食費のうち副食費相当分を支援するものとして297万円を計上したものでございます。

第3款民生費については以上です。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費の789万4,000円の増額補正は、風疹の追加的対策に伴うもので、対象者に発送するクーポン券の作成に係る印刷製本費として7万2,000円、また、委託料として、抗体検査と予防接種に係る経費や電算処理のための経費として782万2,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の補正

予算をご説明いたします。122万9,000円の増額につきましては、11節需用費の3万8,000円の増額は、多面的機能支払交付金事業の交付決定額の増額により、事務費として消耗品費を増額するものでございます。

12節役務費の1万3,000円と25節積立金の117万8,000円の増額は、森林経営管理法が本年4月に施行され、森林管理のための森林環境譲与税119万円が本町に配分される見込みでございます。12節役務費の通信運搬費は、森林所有者への事業に関する意向を確認するためのアンケート調査に要する郵送料であります。25節の積立金は、事業に要する経費の財源を充当するため、森林環境譲与税基金を設置し積み立てするものでございます。

以上で6款の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、第8款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の765万6,000円の増額補正につきましてご説明いたします。今回の補正では、現在、県が整備しております一級河川武名瀬川の河川改修事業に伴い、町道2-9号線に係る2号橋の架け替えが必要になったことから、武名瀬川に係る橋梁前後の影響範囲を含めました区間について測量設計業務を実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、3目消防施設費の96万円の増額補正でございますが、これは18節備品購入費によるもので、国の補助事業を活用して消防団の災害対応能力の向上を図るべく、トランシーバー及びチェーンソーの購入に要する経費について補正するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 第10款教育費、第1項教育総務費、4目幼稚園費、補正額60万円の増につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴う予算でございまして、制度の詳細が明らかになってきたことにより、まず19節負担金、補助及び交付金に計上しておりました10月以降の半年分の幼稚園就園奨励費5,597万4,000円を減額し、20節扶助費に、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通うお子さんの無償化となる保育料分と、それらのお子さんのうち、保育が必要と認められるお子さんの無償化となる預かり保育利用料分として5,495万4,000円を計上するとともにです、低所得世帯や第3子等の給食費のうち副食費相当分を支援するものとして162万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、16、17ページをお開き願います。

第10款第2項小学校費、1目学校管理費につきましては、先ほど歳入のほうで説明がありましたが、義務教育施設整備基金から98万4,000円を繰り入れるもので、小学校施設設備維持改修事業にお

いて、一般財源で予定していたものを財源の内訳を変更するもので、補正額の増減はございません。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございますが、今回の歳入の補正に伴いまして、臨時財政対策債の補正後の限度額を4億7,000万円に変更するものでございます。

以上で、令和元年度上三川町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第53号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第9款繰入金、第1項繰入金、1目基金繰入金4,499万9,000円につきましては、前年度繰越金の増により財源が確保できたため、国民健康保険財政調整基金への繰入金を減額するものでございます。

第10款繰越金、第1項繰越金、2目その他繰越金1億1,477万9,000円の増額につきましては、平成30年度繰越金の確定によるものでございます。

第11款諸収入、第2項雑入、6目雑入1,004万1,000円につきましては、平成30年度の保険給付費等の額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第7款積立金、第1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金5,980万円につきましては、事業確定に伴う精算額を国民健康保険財政調整基金へ積み立てるものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金1,283万5,000円につきましては、平成30年度保険給付費等交付金の額の確定による返還金でございます。

第8款諸支出金、第2項繰出金、1目一般会計繰出金711万1,000円につきましては、平成30年度職員給与費、出産育児一時金の額の確定による一般会計への返還金でございます。

第13款予備費、第1項予備費、1目予備費7万5,000円につきましては、歳入歳出補正の端数を増額するものでございます。

以上で、議案第53号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、議案第54号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、5目事業費補助金の31万3,000円の増額補正につきましては、介護保険システムの改修に伴う事業費補助でございます。

次の第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金の289万7,000円の増額補正につきましては、前年度事業費の確定によるものでございます。

次の第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他の一般会計繰入金の31万4,000円の増額補正につきましては、介護保険システムの改修に伴う事務費の繰り入れでございます。

次の第9款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金の6,899万3,000円の増額補正につきましては、平成30年度の繰越額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の62万7,000円の増額補正につきましては、介護報酬改定に伴うシステムの改修費でございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の5,929万1,000円の増額補正につきましては、事業費確定に伴う精算額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目の償還金の464万4,000円の増額補正につきましては、平成30年度の事業費確定に伴い介護給付費負担金で377万円を、地域支援事業費負担金で87万4,000円を国・県等へ返還するものでございます。

同じく第5款の第2項繰出金、1目一般会計繰出金の1,011万3,000円の増額補正につきましては、平成30年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

第6款予備費、第1項予備費、1目予備費の215万8,000円の減額補正につきましては、財源の調整でございます。

以上で介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第55号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金206万8,000円の増額につきましては、平成30年度繰越金の額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第3款諸支出金、第2項繰出金、1目一般会計繰出金208万2,000円の増額につきましては、平成30年度事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

第4款予備費、第1項予備費、1目予備費1万4,000円につきましては、歳入歳出補正の端数を減額するものでございます。

以上で、議案第55号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉弘君。

○14番【稲葉 弘君】 一般会計なんですけども、11ページなんですけども、風疹というんですか、

感染症予防事業費等補助金ということで304万9,000円ということで予算案ですけども、この対象ですね。風疹の対象者、予防ということで何人ぐらい見てるのかということと、もう1点、町のほうでそういう患者というのが発生したのかどうか、それをお聞きしたいと思うんですけど。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず対象者でございますが、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方、町内には3,978名いらっしゃいます。

また、風疹につきまして、罹患された方がいらっしゃるかどうかということでございますが、申しわけありませんが、現況につきましては把握しておりません。

○議長【田村 稔君】 その他、質問ありますか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったんですけども、3,978人ということなんですけども、やはり予算をとっても、やはり、要するに、ワクチンをしてもらわなければやっぱり何の意味もないと思うんですけども、そういう点で、今後のですね、知らせる方法ですね、どういうふうを考えているのか。

それとあと予算、これでたくさんなんですか。十分なんですか。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず追加措置についての周知方法についてですが、こちらにつきましては国が主導して先導してやっている事業でございますので、まず国のほうで周知のほう、積極的に図っていただいております。また、町におきましても、さまざまな媒体ですね、広報ですとか、かみたんメール等、ホームページ等を利用して、町民の方への周知のほうは図っていきたいと思います。

また、予算のほう、足りているのかというご指摘でございますが、今回予算をとらせていただきましたのは、先ほど全対象者3,978名いるという中で、先行的にですね、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方、全対象者の中では比較的若い年齢層に当たる方を今年度、先行としてクーポン券の発送をさせていただいております。こちらの年代を先行した理由としましては、厚生省の手引のほうがあるということでございますが、まず理由として、若い層ということで、ご家族で妊娠される可能性が高い世代であるということ。それと、これまでの実績としまして、患者さん、罹患された方の約半数以上がこの年代が占めてるということで、こちらの年齢層、強化する必要があるということで、国のほうの指針により、まずこの人数、全体で上三川で1,800人いらっしゃいますが、そちらの方を優先的に実施しております。現在のところ、実際に抗体検査をされた方、予防接種を受けた方ですが、7月末の実績としまして町のほうに上がってきている件数としまして、抗体検査が118件、予防接種まで行かれた方が21件、18.8%という実績でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。15番、石崎幸寛君。

○15番【石崎幸寛君】 一般会計の12ページの一番下の町債、臨時財政対策債7,000万、借りられる限度額まで補正でプラスしたということなんですけど、これは何かで使う当てがあったんですか、それとも念のため借りておこうということだったんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、一般財源の不足額を補うために、臨時財政対策債を限度額まで借りるよう増額したものでございます。

○議長【田村 稔君】 15番、石崎幸寛君。

○15番【石崎幸寛君】 じゃ、念のためというレベルと捉えてよろしいでしょうか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 歳入歳出予算の調整のために、一般財源が不足するものを臨時財政対策債で借り入れするという計画を立ててるものでございます。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第52号「令和元年度上三川町一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第19、議案第56号「平成30年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第25、議案第62号「平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第56号から議案第62号までの決算の認定関係につきましては、各会計決算の概要について一括してご説明いたします。

別冊でお配りいたしました「平成30年度上三川町一般会計・特別会計及び水道事業会計決算の概要と主要施策の説明書」をご覧くださいと存じます。

まず、2ページをお開きください。一般会計につきましては、当初予算額106億5,700万円、繰越事業費7,262万5,000円を計上し、その後、総額6,871万9,000円の減額補正を行い、最終予算総額は106億6,090万6,000円となりました。歳入決算額は106億4,422万5,240円、前年度と比較して28億1,874万2,182円、20.9%の減となりました。また、歳出決算額は101億8,444万3,854円、前年度と比較して、29億531万2,403円、22.2%の減となりました。その結果、形式的な収支差引額は4億5,978万1,386円となりました。実質収支は3億6,697万1,386円の黒字となり、これを次年度に繰り越すことになりました。

次に、歳入・歳出決算の主な内容について、申し上げます。

まず、歳入であります。歳入の構成比は、町税59.1%、国庫支出金10.4%、県支出金7.6%、地方消費税交付金6.0%、繰入金5.2%、繰越金3.5%の順となっております。財源別では、収入調達の分類で、自主財源74億9,558万8,777円、構成比70.4%、依存財源31億4,863万6,463円、構成比29.6%、使途の分類で、一般財源82億9,097万2,244円、構成比77.9%、特定財源23億5,325万2,996円、構成比22.1%となりました。

次に、歳出について申し上げます。構成比では、民生費35.8%、土木費12.5%、総務費11.9%、教育費10.3%、衛生費8.8%の順となっております。また、性質別構成比では、扶助費21.6%、物件費15.7%、繰出金15.4%、人件費15.0%、補助費等12.3%の順となっております。義務的経費、任意的経費の区分では、義務的経費45億5,154万1,000円、構成比44.7%、任意的経費56億3,290万2,000円、構成比55.3%となりました。また、消費的経費・投資的経費・その他の経費の区分では、消費的経費65億9,715万2,000円、構成比64.8%、投資的経費10億3,769万7,000円、構成比10.2%、その他の経費25億4,959万4,000円、構成比25.0%となりました。

なお、町債の平成30年度末現在高は61億8,262万円で、町民1人当たりの現在高は19万7,850円となりました。

以上が一般会計決算の概要であり、主な事務事業の概要と成果については5ページ、6ページに目を通していただきたいと思います。

次に、特別会計等について、会計別に順を追ってご説明いたします。7ページをお開きください。

まず、国民健康保険事業特別会計決算は、歳入31億5,666万5,605円、前年度対比3億5,670万9,234円、10.2%の減、歳出29億9,255万2,486円、前年度対比2億9,525万4,908円、9.0%の減で、差し引き1億6,411万3,119円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、介護保険事業特別会計決算は、歳入21億7,847万4,014円、前年度対比3,088

万1,907円、1.4%の増、歳出20億7,914万4,629円、前年度対比2,349万4,480円、1.1%の増で、差し引き9,932万9,385円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算は、歳入2億6,407万4,975円、前年度対比1,296万202円、5.2%の増、歳出2億5,922万2,978円、前年度対比1,031万9,680円、4.1%の増、差し引き485万1,997円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、公共下水道事業特別会計は、平成31年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、同年3月31日をもって会計を閉める打切決算を行いました。これにより、決算は歳入10億8,945万3,787円、前年度対比1億1,575万7,844円、9.6%の減、歳出11億622万3,702円、前年度対比8,364万9,791円、7.0%の減で、差引不足額1,676万9,915円を次年度からの下水道事業会計に引き継ぐことになりました。

次に、農業集落排水事業特別会計決算は、歳入3億1,703万6,860円、前年度対比448万2,760円、1.4%の増、歳出3億1,237万3,463円、前年度対比794万3,533円、2.6%の増で、差し引き466万3,397円を次年度に繰り越すことになりました。

最後に、水道事業の平成30年度の業務概要について申し上げます。

給水戸数1万752戸、給水人口2万7,965人で、行政区域内普及率が89.5%となり、前年度より1.3ポイント増加しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額5億9,051万9,039円、支出総額5億656万5,083円で、当年度利益が8,395万3,956円となりました。

なお、この利益につきましては、全額を減債積立金に積み立てを行い処分いたします。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額6,873万5,208円、支出総額2億7,238万1,276円となりました。

以上で、平成30年度における各会計決算の概要と主要施策の成果について説明を終わります。

なお、決算書の内容については、会計管理者及び上下水道課長より説明させます。

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時再開いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 会計管理者及び上下水道課長の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者【保坂文代君】 それでは、別冊の平成30年度決算書をご用意ください。

町長より決算の概要と主要施策について説明がございましたので、これからの説明につきましては、町長の説明と重複しないよう、主なものについてご説明いたします。

13ページ、14ページをお開き願います。

一般会計の歳入でございます。第1款町税、右側14ページ最上段、左から2列目、収入済額は62

億9,079万2,069円でございます。前年度と比較いたしまして22億3,234万6,762円の減となりました。これは法人町民税の大幅な減によるものでございます。その右側、町税の不納欠損額は1,696万8,930円で、内訳は、町民税の個人が78人、法人が8社、固定資産税が116人、都市計画税が59人、軽自動車税が95人、実人数では272人分を不納欠損いたしました。その右側、収入未済額は2億3,702万9,327円で、内訳は、町民税の個人が1,334人、法人が28社、固定資産税が1,072人、都市計画税が351人、軽自動車税が504人、合計では実人数2,938人分が収入未済となりました。町税全体の調定額に対する徴収率につきましては、備考欄にありますように96.1%で、前年度と比較しまして1.0ポイントの減でございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開き願います。

22ページの上から5段目、第11款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金でございます。これは保育料で、収入済額は1億3,209万7,500円。内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は283万8,000円で、現年度13人分、過年度12人分でございます。

続きまして、次のページ、23ページ、24ページをお開き願います。

24ページの上から6段目、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、5目土木使用料、3節住宅使用料でございます。これは、町営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用料でございます。収入済額は2,473万3,718円。内容は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は173万8,850円で、15世帯分でございます。

続きまして、次のページ、25、26ページをお開き願います。

上から2段目、2項手数料、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料で、収入済額は212万5,150円。内容は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額の6,000円は、霊園の清掃手数料1人分でございます。

続きまして、43ページ、44ページをお開き願います。

第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、2目住宅新築資金等貸付金元利収入、1節滞納繰越分でございます。右側44ページ上から4段目、収入済額は22万円。内容は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は2,990万9,046円。内訳は、住宅新築資金5人分、住宅改修資金1人分、宅地取得資金6人分で、貸付実人数は7人分でございます。

続きまして、45、46ページをお開き願います。

一番下の段、一般会計歳入合計でございます。調定額の合計は109億3,271万4,293円、収入済額の合計は106億4,422万5,240円で、調定額に対する収入率は97.4%でございます。

続きまして、一般会計歳出でございます。歳出につきましては、この後予定されております決算特別委員会で各所管課より説明がございますので、私からは予備費の充当について主なものをご説明いたします。

それでは、まず85ページ、86ページをお開き願います。

右側86ページ、備考欄の中ほどより下、予備費より充当96万2,000円でございます。これは、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目子育て支援センター費、15節工事請負費で、子育て支援セン

ターの外壁に剥離が見られ、改修工事が必要となったための充当でございます。

続きまして、127ページ、128ページをお開き願います。

右側128ページ備考欄の一番上でございます。予備費より充当31万4,000円でございます。前のページに戻りまして、第9款第1項消防費、5目災害対策費、3節職員手当等で、主な内容は、台風24号の対応により災害対策費の時間外勤務手当等が不足したことによる充当でございます。

続きまして、155ページ、156ページをお開き願います。

一番下の段、一般会計歳出合計でございます。左側155ページ、予算現額の合計は106億6,090万6,000円でございます。156ページ、支出済額の合計は101億8,444万3,854円で、予算現額に対する執行率は95.5%でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。

165ページ、166ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款保険税、右側166ページ最上段、収入済額は7億4,795万5,665円。不納欠損額は1,966万3,561円で、116人分でございます。収入未済額は2億7,249万7,741円で、実人数1,212人分が収入未済となりました。保険税の調定額に対する徴収率は71.9%で、前年度と比較しまして1.5ポイントの増でございます。

続きまして、179ページ、180ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計歳入合計でございます。右側180ページ一番下の欄、調定額の合計は34億4,882万6,507円、収入済額の合計は31億5,666万5,605円で、調定額に対する収入率は91.5%でございます。

続きまして、歳出でございます。199、200ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計歳出合計でございます。左側199ページ一番下の段、予算現額の合計は30億6,533万8,000円、支出済額の合計は29億9,255万2,486円で、予算現額に対する執行率は97.6%でございます。

次に、介護保険事業特別会計でございます。209ページ、210ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款保険料、右側210ページ一番上の段、収入済額は5億4,776万6,993円。不納欠損額は189万1,285円で、42人分でございます。収入未済額は796万4,231人で、203人分が収入未済となりました。調定額に対する徴収率は98.2%で、前年度と比較しまして0.5ポイントの増でございます。

219ページ、220ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計歳入合計でございます。右側220ページ一番下の段、調定額の合計は21億8,832万9,530円、収入済額の合計は21億7,847万4,014円で、調定額に対する収入率は99.5%でございます。

続きまして、歳出でございます。237、238ページをお開き願います。

一番下の段をご覧ください。介護保険事業特別会計の歳出合計でございます。予算現額の合計は21億6,898万2,000円、支出済額の合計は20億7,914万4,629円で、予算現額に対する執行率は95.9%でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。247ページ、248ページをお開き願います。

まず歳入でございます。第1款保険料、右側248ページの一番上の段、収入済額は1億9,535万4,000円。不納欠損額は9万3,900円で、9人分でございます。収入未済額は160万5,400円で、45人分が収入未済となりました。保険料の調定額に対する徴収率は99.1%で、前年度と同率でございます。

続きまして、251、252ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入合計でございます。252ページ、調定額の合計は2億6,577万4,275円、収入済額の合計は2億6,407万4,975円で、調定額に対する収入率は99.4%でございます。

続きまして、255、256ページをお開き願います。

一番下の欄をご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳出合計でございます。予算現額の合計は2億6,633万4,000円、支出済額の合計は2億5,922万2,978円で、予算現額に対する執行率は97.3%でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。265ページ、266ページをお開き願います。

まず歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、1目下水道事業費負担金、1節受益者負担金でございます。右側266ページ上から4段目、収入済額は1,836万6,240円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は394万4,188円で、受益者負担金86人分が収入未済となりました。

続きまして、同じページ中ほどでございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目1節下水道使用料でございます。収入済額は2億4,724万9,985円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。不納欠損額は1万6,747円で、下水道使用料7人分でございます。収入未済額は5,261万9,027円で、8,582人分が収入未済となりました。これは、平成31年4月1日から地方公営企業法が適用されましたことに伴いまして、同年3月31日をもって打切決算としているため、出納整理期間の4月、5月に納付されました下水道使用料分も含まれているためでございます。

続きまして、269ページ、270ページをお開き願います。

公共下水道事業特別会計歳入合計でございます。右側270ページ、調定額の合計は11億4,603万3,749円、収入済額の合計は10億8,945万3,787円で、調定額に対する収入率は95.1%でございます。

続きまして、歳出でございます。277ページ、278ページをお開き願います。

公共下水道事業特別会計歳出合計でございます。予算現額の合計は11億7,441万8,000円、支出済額の合計は11億622万3,702円で、予算現額に対する執行率は94.2%でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。287ページ、288ページをお開き願います。

右側288ページ上から4段目、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目1節農業集落排水事業費分担金でございます。収入済額は228万9,800円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は159万1,300円で、分担金41人分が収入未済となりました。

続きまして、同じページの中ほど、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目1節農業集落排水

使用料でございます。収入済額は5,537万6,190円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入未済額は51万935円で、65人分の使用料が収入未済となりました。

次のページ、289ページ、290ページをお開き願います。

歳入合計でございます。右側290ページ、調定額の合計は3億1,913万9,095円、収入済額の合計は3億1,703万6,860円で、調定額に対する収入率は99.3%でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計歳出でございます。293ページ、294ページをお開き願います。

一番下の段をご覧ください。予算現額の合計は3億1,567万8,000円、支出済額の合計は3億1,237万3,463円で、予算現額に対する執行率は99.0%でございます。

続きまして、297ページ、298ページをお開き願います。

一般会計、特別会計実質収支に関する調書でございます。実質収支額の各会計総合計額は、298ページの右下にありますように、6億2,115万9,369円で、一般会計及び公共下水道事業を除く特別会計は黒字決算となりました。公共下水道事業につきましては、地方公営企業法適用に伴う打切決算によりまして歳入歳出差引額に不足が生じております。

各会計の収支につきましては町長からの説明にありましたので、私のほうからは省略させていただきます。

次に、301ページ、302ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。1の公有財産(1)土地及び建物についてご説明いたします。301ページ一番下の段、総合計欄をご覧ください。まず、土地につきましては決算年度中増減高696.67平方メートルの増でございます。これは富士山北公園整備に伴う用地取得と下神主地内の貸地の売り払いによるものでございます。次に、建物につきましては右側、302ページ一番下の段、右から2列目でございます。延べ面積合計の決算年度中増減高は424.35平方メートルの減でございます。内容といたしましては、公共用財産では桃畑緑地公園、蓼沼緑地公園のトイレ建替えに伴う減、本郷北小学童クラブ第2棟の新築、及びいきいきプラザ農産物直売所新築による増、普通財産では旧大山保育所の取壊しと、美里自治会公民館取壊しによる減でございます。

続きまして、次のページ、303ページをお開き願います。

(2) 並木杉でございます。並木杉は、決算年度中の増減はございませんでした。

次に(3)出資による権利でございます。表をご覧くださいまして、一番下から2段目の欄、公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金において、決算年度中増減高が295万6,221円の減となっております。これは、主に学資給付によるもので、平成30年度、奨学生の人数は13人でございます。これによりまして、出資による権利の決算年度末現在高の合計は1億782万2,354円となりました。

次に(4)有価証券でございます。ケーブルテレビにつきましては、1株6万円で10株を取得したもので、60万円でございます。これによりまして、決算年度末現在高の合計は3,810万円でございます。

次に、304ページ(5)無体財産権でございます。商標権につきましては、かみのかわブランドと

かみたんの商標権を取得しましたので、決算年度末現在高は2件でございます。

次に、2の物品でございます。詳細につきましては、表のとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして、次のページ、305ページ、306ページをお開き願います。

3の債権でございます。住宅新築資金貸付金等の決算年度中の増減高は17万2,400円の減で、表記載のとおり返済がありましたので、決算年度末現在高は2,498万9,200円でございます。

続きまして、4の基金でございます。基金につきましては、増減の大きかったものについてご説明いたします。(1)財政調整基金、決算年度中増減高1億833万9,483円の減は、主に法人税還付のために一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、(2)町債管理基金、決算年度中増減高4億1,140万4,449円の減は、主に歳入不足により町債の償還に充てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。なお、有価証券1億円の増は、地方債を購入したことによるものでございます。

次に、(3)国民健康保険財政調整基金、決算年度中増減高1億2,712万9,722円の増は、主に前年度繰越金の増に伴い積立てを行ったものでございます。

その下の(4)町営住宅施設整備基金以下、個別の基金につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきますが、基金全体の決算年度末の現在高は66億3,007万8,149円となりました。

次に、309ページ、310ページをお開き願います。

印紙等購買基金運用状況調書でございます。印紙、証紙につきましては、旅券事務執行等に伴う印紙、証紙の購入及び売りさばきでございます。決算年度末現在高はここに記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計、特別会計決算書の主な内容について説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 それでは、続きまして、「平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、ご説明させていただきます。

313、314ページをお開きください。

決算報告書(1)収益的収入及び支出の、まず収入でございます。第1款水道事業収益は、決算額6億2,811万8,186円で、対前年度比0.8%の増でございます。第1項営業収益4億9,926万8,184円は、主に水道料金と加入金でございます。第2項営業外収益1億2,885万2円は、主に長期前受金戻入と一般会計からの補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用、決算額は5億3,592万1,026円で、対前年度比2.3%の減でございます。第1項営業費用4億7,715万2,172円は、主に経常経費と減価償却費でございます。第2項営業外費用5,876万8,854円は、企業債支払利息等でございます。

次のページ、315、316ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出でございます。まず収入でございます。第1款水道事業収入は、決算額6,873万5,208円で、対前年度比22.3%の減でございます。主な収入ですが、第2項出資

金4,930万円は、一般会計からの出資金でございます。第3項負担金1,943万5,208円は、消火栓設置及び下水道工事に伴う配水管布設替等の負担金でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業支出は、決算額2億7,238万1,276円で、対前年度比3.6%の減でございます。第1項建設改良費1億3,832万5,432円は、配水管布設替等の工事請負費でございます。第2項企業債償還金1億3,405万5,844円は、企業債の元金償還金でございます。

なお、315ページの下段に表示しております、決算額において資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億364万6,068円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填したものでございます。

続きまして、次のページ、317ページをお開きください。

平成30年度損益計算書についてご説明いたします。この計算書は、水道事業の1年間の収益と費用の状態を明らかにしたものを税抜きであらわしたものでございます。

まず、1の営業収益より2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、518万851円のマイナスでありました。次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右列の下から2段目にありますように、8,913万4,807円でございます。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、最下段にありますように8,395万3,956円となりました。

次のページ、318ページに移ります。

5の特別利益及び6の特別損失はございませんでしたので、当年度の純利益は、一番右の列の上から2段目にありますように8,395万3,956円で、対前年度比26.4%の増となりました。なお、前年度繰越金はございませんでしたので、当年度末処分利益剰余金は当年度の純利益と同額となります。

続きまして、319、320ページをお開きください。

剰余金計算書についてご説明いたします。この計算書は、それぞれの項目ごとに剰余金はその年度中にどのように変動したかをあらわす表でございます。当年度末の利益剰余金合計残高は、320ページの最下段の表、右から2列目にありますように、当年度末処分利益剰余金の8,395万3,956円を加えました9億3,903万6,950円となりました。

続きまして、321ページをお開きください。平成30年度剰余金処分計算書（案）でございます。先ほど損益計算書で説明いたしました当年度末処分利益剰余金の8,395万3,956円を減債積立金の積立てとして処分するものでございます。

次に、322ページをお開きください。次は、キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

キャッシュ・フロー計算書とは、企業の一定期間内における実際の現金預金の流れをあらわしたものでございます。1の営業活動及び2の投資活動、3の財政活動のキャッシュ・フローによります資金増減額は、下から3段目になりますが、4の1億6,835万3,759円の増加となりまして、昨年度末残高であります資金期首残高と合わせた資金期末残高は6の22億303万2,414円でございます。

続きまして、323ページをお開きください。

貸借対照表についてご説明いたします。この表は、水道事業の財政状況を明らかにするため、30年度末における全ての資産、負債及び資本を総括的にあらわすものでございます。まず、資産の部でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、一番右列の最下段にあります97億2,809万1,701円となりました。

次のページ、324ページに移ります。負債の部でございますが、3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債の合計は、一番右の列の下から2段目にありますように31億6,711万7,264円となりました。

次に、資本の部でございます。6の資本金と7の剰余金を合わせました資本の合計は、次のページ、325ページの一番右列の下から2段目にありますように、65億6,097万4,437円となりました。また、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は97億2,809万1,701円となり、この額は2ページ前の323ページの資産合計と同額になるものでございます。

また、329ページからは決算付属書類を添付しております。内容につきましては、この後予定されております決算特別委員会でご説明をいたします。

以上で、「平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わらせていただきます。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査意見を求めます。館野代表監査委員。

(代表監査委員 館野治信君 登壇)

○代表監査委員【館野治信君】 お手元に配付されております資料の「平成30年度上三川町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算並びに基金運用状況等の審査意見書」について、ご報告申し上げます。

朗読を省きまして主な内容についてご説明いたしますので、ご了承いただきたいと存じます。

意見書の1ページでございます。1の審査対象から4の審査の結果でございますが、審査の対象は、平成30年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算であります。審査は、事前の書類審査の後、8月19、20日の2日間、稲見委員とともに各課ヒアリングを行いました。

審査の方法であります。決算関係帳簿のほか、内容確認のため、関係職員に対するヒアリングと、平成30年度、令和元年度の例月現金出納検査及び平成30年度の定例監査の結果も参考にいたしました。

審査の結果につきましては、一般会計、特別会計の決算書、帳簿類を照合したところ正確であり、それぞれの目的に従って執行され、内容も適正であると認められました。

水道事業会計につきましても、決算書、関係帳簿を審査した結果、適正なものと認められました。

また、財産に関する調書についても適正に処理されておりました。

本町の財政全般を見た場合、財政指標は概ね良い値を示しており、また、起債残高も減少してきております。しかしながら、前年度64.9%であった経常収支比率が、法人町民税の減収により87.2%となっております。適正な財政運営のためにも、歳入を中期的に予測し、計画的な財源確保策を講じるとともに、歳出においては町単独事業の総合的な見直し、検証を図っていただきたいと存じます。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業において、事業の健全な運営のためには、給付費を抑制しなければなりません。そのためにも、関係機関と密接に連携・協力し、より効果的な施策の取り組みに大いに期待をいたします。

会計全般としては、過去の決算審査の意見により、減額補正等により不用額の削減に取り組んでいることに対しては大いに評価をいたしますが、一部の会計または科目において、多額の不用額が生じている状況も見受けられました。引き続き、支出額をよりの確に予測し、必要に応じ減額補正等を行い、適切な予算の執行に努めていただきたいと思います。

2ページでございます。

(1) の総括でございますが、決算額は、一般会計と各特別会計を合わせ、歳入総額で176億4,993万481円、歳出総額で169億3,396万1,112円となっております。一般会計は、翌年度へ繰り越すべき財源9,281万円を差し引いた実質収支額3億6,697万1,386円、特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源200万円を差し引いた実質収支額が2億5,418万7,983円となっております。公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、平成31年3月31日をもって会計を閉める打切決算を行ったことから、公共下水道事業特別会計は一時的な赤字決算となりましたが、それ以外はいずれも黒字決算を計上しております。

なお、各会計の決算額は、表1のとおりでございます。

3ページでございます。(2) の一般会計についてご説明いたします。アの歳入についてでございますが、総額は106億4,422万5,240円で、前年度と比較すると28億1,874万2,182円の減となっております。歳入に占める自主財源74億9,558万8,777円、構成比では70.4%、うち、町税は62億9,079万2,069円で、徴収率は96.1%、前年度と比較しますと1.0ポイント低下しております。町税の徴収率については、個人町民税、軽自動車税の徴収率は上昇していますが、法人町民税、固定資産税、都市計画税の徴収率が低下しております。町税は、歳入の根幹をなす重要なものであり、また負担公平の観点からも、徴収率の向上のための努力を求めるものであります。

歳入全体としては、依然として、他団体に比べ自主財源比率は高いものの、本町の特徴である町税の影響による財政運営の不安定化がありますので、中期的計画に基づいた財源の確保に努めていただきたいと思います。

4ページでございます。イの歳出についてでございますが、総額は101億8,444万3,854円、前年度と比較すると29億531万2,403円の減となっております。歳出に占める構成比では、民生費35.8%、土木費12.5%、総務費11.9%の順となっております。性質別構成比では、扶助費21.6%、物件費15.7%、繰出金15.4%の順となっております。

歳出全般で見ますと、人件費、物件費は減少しているものの、扶助費、補助費等が再び増加に転じており、財政構造の硬直化を招く一因となっております。町単独事業の抜本的な見直し等、歳出の総合的な検証を図っていただきたいと思います。

5ページでございます。(3) の特別会計についてご説明します。

アの国民健康保険事業でございますが、歳入総額は31億5,666万5,605円、歳出総額は29億9,255万2,486円で、歳入歳出差引額は1億6,411万3,119円となっております。歳入

の保険税の徴収率は71.9%で、前年度と比較すると1.5ポイント上昇しております。

歳出の保険給付費は19億1,700万3,682円で、前年度と比較すると527万7,408円の減となっております。

歳入においては、保険税の収入未済額の解消、徴収率の向上、歳出においては、保険給付費の抑制に努力され、財政運営の安定化を求めるものであります。

次に、イの介護保険事業でございますが、歳入総額は21億7,847万4,014円、歳出総額は20億7,914万4,629円で、歳入歳出差引額は9,932万9,385円となっております。保険料の収入未済額が減少し、徴収率も向上していますので、引き続き解消に向けた努力を求めるものであります。

ウの後期高齢者医療でございますが、歳入総額2億6,407万4,975円、歳出総額は2億5,922万2,978円、歳入歳出差引額は485万1,997円となっております。保険料の収入未済額が昨年より減少しておりますが、徴収率は前年度と変わっていないので、徴収率の向上に努め、未済額の解消に向けた努力を引き続き求めるものであります。

エの公共下水道事業であります。平成31年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、同年3月31日をもって会計を閉める打切決算を行ったことにより、決算は、歳入総額は10億622万3,702円、歳出総額は11億622万3,702円、歳入歳出差引額が1,676万9,915円の歳入不足となりました。不足額については、次年度からの下水道事業会計に引き継ぐこととなりました。公共下水道の普及率は79.2%、接続率は87.6%であり、今後も普及率及び接続率のさらなる向上及び、負担金及び使用料における収入未済額の解消に向け、なお一層の努力をお願いいたします。

6ページになります。オの農業集落排水事業でございますが、歳入総額は3億1,703万6,860円、歳出総額3億1,237万3,463円、歳入歳出差引額は466万3,397円となっております。4処理区域の接続率は向上しているものの、まだ地域間の大きな格差があるため、接続率の向上をお願いします。

(4)の水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収支では、純利益が8,395万3,956円でありますが、今後も配水管布設工事、企業債元利償還等による支出があることから、給水区域内の接続推進に努め、健全経営への努力をお願いします。給水状況でございますが、給水人口は2万7,965人で、行政区域内普及率は89.5%でございます。普及率及び給水原価は、まだ改善の余地があると思われまので、一層の努力を求めるものであります。

7ページでございます。(5)の財産について、主なもののみをご説明申し上げます。まず、アの公有財産、土地及び建物についてでございますが、土地は94万7,313.36平方メートルで、富士山北公園整備に伴う用地取得による増、建物は10万3,351.52平方メートル、旧大山保育所及び美里自治会公民館の取り壊しによる減がありました。

8ページでございます。エの基金についてでございますが、平成30年度末現在、基金として積み立てがあるものは13基金、66億3,007万8,149円で、前年度と比較すると2億9,105万1,784円の減となっております。

(6) の町債の状況についてご説明いたします。平成30年度末の町債残高は、一般会計61億8,262万円、公共下水道事業特別会計53億6,659万2,000円、農業集落排水事業特別会計26億5,888万5,000円、水道事業会計における企業債残高は14億5,057万円となっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計を合計した町債・企業債の残高は156億5,866万8,000円で、前年度と比較すると10億1,778万7,000円の減となっております。引き続き適切な管理をお願いいたします。

9ページでございます。(7) の財政指標の状況についてご説明いたします。ア、財政力指数は3年平均で1.133、前年度より0.127ポイント上昇しております。

なお、単年度ベースでは1.299で、前年度より0.36ポイント上昇し、2年ぶりに1.0を上回り、普通交付税の不交付団体となっております。

イの経常収支比率は87.2%で、前年度より22.3ポイント上昇しております。

ウの実質公債費比率は4.4%で、前年度より0.6ポイント低下し、早期健全化基準25.0%を大きく下回っております。

エの将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されませんでした。

以上、決算審査の概要でございます。

決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご参照いただきたいと思います。

最後に、先ほど述べましたとおり、財政指標は概ね良好な数値を示しておりますが、本町の特徴である町税収入額の増減による財政運営の不安定化に注視し、歳入においては中期的計画に基づいた財源確保、歳出においては義務的経費の縮小に向けた、安定した財政運営が図られることをお願いいたします。決算審査の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時09分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を開きます。

○議長【田村 稔君】 これから質疑を行います。

最初に、議案第56号「平成30年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第62号「平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6議案につきましては、一括して質疑をお願いいたします。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点が質問なんですけども、1つは国保税の会計なんですけども、収入未済ということで2億7,249万7,441円ということで、徴収率が71.9%ということで、先ほどの決算報告では前年度に比べて上がったということなんですけども、町税から比べますとね、やはり町税が96.1%ということで、大変低い率なんですけども、その理由です、どういう理由でこの徴収率が悪いのかということ。

それが1点と、あと、1世帯当たり、1人当たりの金額、それと県内の状況です、どういう状況なのかということ。

それとあと、先ほど決算認定ということで報告があったんですけども、あと、給付の抑制のためにやってくるんだということで、具体的なです、どういう給付抑制のための施策をやってきたのか。それが1点です。

あと、それとです、介護保険ということで、収入未済ということで、796万4,231円ということで出てますけども、介護保険の場合だと、要するに、支払いができなかった場合です、最終的には介護を受けられない、そういう状況だと思うんですけども、その点、町のほうでどういうふうを考えているのか、それをお聞きしたい。

以上です。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの稲葉議員の質問についてお答えいたします。

まず国保税の収入未済額、こちらの多い理由ということでお答えしたいと思うんですけども、滞納の原因につきましては、いろいろ、失業してあたりとか事業不振、所得減少、病気等、いろいろ理由によりまして滞納される方はいらっしゃるかと思います。国民健康保険税につきましては、農業従事者とか、あとは自営を生業とされている方、またパート従業員など社会保険が適用されていない方、また、あと定年退職、それに失業されて、非常に景気の動向を受けやすい方が非常に多いかと思います。先ほどお話ししましたように、滞納の原因につきましては、失業であったりとか所得減少、そういったものが加味されるので、前年に所得があって、翌年にそういったものが反映されて、滞納、という形でされている方が多いかと思いますので、一般的にうちのほうの方針としましては、滞納税、こちらにつきましては、現年度分課税を優先的に納めていただく、そういった方向で現在対応しております。新たな税金、滞納、こちらを発生させないように、まず現年度分を納めていただいて、その上で、その方の担税力というか、そちらを聞き取りしながら、また、こちらでも財産調査をしながら未納額、未済額、そちらの減少に努めているところでございます。

以上で、まず1点目の収入未済額についてお答えということで答弁させていただきました。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 国保税の徴収の県内の状況でございますが、県全体としても、おおよそ上三川と同じような状況となっております。上三川は今、徴収率でいくと、ほぼ真ん中辺、というのが現状でございます。

また、給付の抑制についてでございますが、町の役所の中において、国保のプロジェクトチーム、こちらのほうをつくりまして、いろいろな部分で給付費のほうを抑制できるような施策ということで協議

をいただいております。そういった中で、特定健診を受けていただいたり、あるいは医薬品、こちらのほうをジェネリックのほうを使用していただくと、そういったことに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私が質問したのは、要するに、1世帯当たり幾らだと。で、1人当たりは幾らになるかということで質問したんです、答弁なかったんですけども。

それとあと、順位ですね。具体的に何番の順位なのかと、県内でですよ。

あとはですね、介護保険ということで、収入未済ということで796万4,000円ということで云々出てますけども、この支払えなかった、支払いできなかった場合には結局、介護を受けられないということになると思うんですけども、町のほうで、そういう救済とか、そういうあれはないんですか。それはどうなんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 介護保険の収入未済額、こちらにつきましては、796万4,231円ということで、人数といたしましては203人となっております。

県内の順位につきましては、現在、決算のほうの集計のほうが県のほうからいただいておりますので、県内の順位については現在、把握はしてございません。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 国保税のほうのですね、1人当たりの調定の額でございますが、今現在で把握してるところで11万4,440円でございます。

○14番【稲葉 弘君】 1世帯当たりは出てないんですか。

○住民課長【星野和弘君】 この後、ちょっと調べてお答えいたします。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 介護保険のサービスの件についてですが、確かに、議員おっしゃいますように、滞納があった場合、例えば、1年以上の滞納があった場合には償還払いに変えていただくとか、あるいは2年以上の場合には高額介護サービスは支給しないとか、そういう、確かに、不利益、ございますので、ただ、この点に関しましては、まずは、払っていただくという大前提がございますので、そちらにつきまして、税務課と連携しながら、納税相談等を行いながら、まずは支払っていただく、分割でも支払っていただくというような形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この介護でね、何人が、金額、言ってくれたんですが、私なんか書いてる暇がなく先に進まれるので、後日で結構ですから、何人分で幾らだということを明確にいただければいいんですが。

以上です。

- 議長【田村 稔君】 勝山修輔君、何人分というのはちょっと意味がわかりません。
- 9番【勝山修輔君】 滞納分が何人分というのを説明を受けたんですが、速くて、書いてる暇が、四、五回しか書けなくて進んじゃうので。
- 議長【田村 稔君】 203人と答弁で答えています。
- 9番【勝山修輔君】 介護だけじゃないです、今までの、全部の、滞納者のこと。書いてる暇がなかったの。
- 議長【田村 稔君】 ちょっと待ってください。滞納者というのはどういう意味ですか。
- 9番【勝山修輔君】 いろんなところで滞納者が何人だという金額と表示があったと思うんですが、控える暇がなかったということなんです。
- 議長【田村 稔君】 それは国保、介護、高齢者？
- 9番【勝山修輔君】 違う。みんなの、税金の、この問題で、女性が言ったことがね、何課だっけ。
- 議長【田村 稔君】 じゃ、会計管理者、今の質問、わかります？ 滞納の人数です、特別会計。
- 9番【勝山修輔君】 滞納者だけでいいんです。その人数、金額と。

(「後でメモ用紙で渡したら」の声あり)

- 会計管理者【保坂文代君】 町税のほうはよろしいですか。
- 9番【勝山修輔君】 全部です。後でいいです。
- 議長【田村 稔君】 じゃ、後で口頭で答えるそうです。住民課長。
- 住民課長【星野和弘君】 先ほどの順位でございますが、1人当たりの調定額につきましては、上三川、今現在、平成29年度のものが最新なわけでございますが、第3位でございます。
- あと、世帯については、そういったものは数字では出てございません。
- 以上です。

- 議長【田村 稔君】 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで議案第57号から議案第62号までの質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第56号から議案第62号までにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員の定数につきましては、各常任委員会から3人の計6人及び副議長とし、7人をもって構成したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員の定数は7人と決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 ここで、各常任委員会からの決算特別委員選考のため、暫時休憩いたします。
この間に各常任委員会で協議し、3人の委員を選考してください。

午後2時23分 休憩

午後2時27分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 各常任委員会における決算特別委員の選考結果について、これより、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、7番、高橋正昭君。

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会では、委員長の高橋、副委員長の生出、もう1人、神藤議員に、3名と決まりました。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長、10番、津野田重一君。

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会では、私、津野田、稲川副委員長、海老原議員でございます。3人でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 決算特別委員の選任についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会、高橋正昭君、生出慶一君、神藤昭彦君、産業厚生常任委員会、津野田重一君、稲川 洋君、海老原友子君、以上6人に副議長を加え、7人の委員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名した選考委員を選任することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 ここで決算特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。委員に選任された方は応接室にお集まりください。

午後2時27分 休憩

午後2時29分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 正副委員長の互選の結果について、代表者より報告を求めます。15番、石崎幸寛君。

○15番【石崎幸寛君】 委員長に高橋議員、副委員長に津野田議員と決まりました。

○議長【田村 稔君】 ただいまの報告のとおり、委員長に高橋正昭君、副委員長に津野田重一君と決定いたしました。

会計管理者。

○会計管理者【保坂文代君】 先ほど勝山議員からご質問がありました収入未済額の人数について、ご説明させていただきます。

まず、町税ですが、町税の収入未済額の人数は2,938人、国保の収入未済額の人数は1,212人、介護が203人、後期が45人、下水道受益者負担金86人、使用料が8,582人、農業集落排水負担金が41人、使用料が65人でございます。

○9番【勝山修輔君】 これは、金額はこっちに出てるんだね。

○会計管理者【保坂文代君】 はい。

○議長【田村 稔君】 日程第26、陳情第6号「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情」については、お手元の請願陳情文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第44号から議案第51号まで及び陳情第6号については9月11日までに、決算特別委員会に付託しました。議案第56号から議案第62号までについては9月18日までに審査を終了するよう、それぞれ期限をつけることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第51号まで及び陳情第6号については9月11日までに、議案第56号から議案第62号までについては、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日5日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後2時34分 散会